

○国立大学法人三重大学学則

(平成 16 年 4 月 16 日学則第 1 号)

改正 平成 17 年 1 月 20 日学則	平成 17 年 2 月 24 日学則	平成 17 年 2 月 24 日学則
平成 17 年 3 月 24 日学則	平成 17 年 3 月 29 日学則	平成 17 年 5 月 12 日学則
平成 17 年 9 月 29 日学則	平成 17 年 12 月 22 日学則	平成 18 年 3 月 23 日学則
平成 18 年 5 月 25 日学則	平成 18 年 9 月 28 日学則	平成 18 年 11 月 24 日学則
平成 19 年 3 月 29 日学則	平成 19 年 12 月 27 日学則	平成 20 年 3 月 27 日学則
平成 21 年 3 月 30 日学則	平成 22 年 2 月 25 日学則	平成 23 年 2 月 24 日学則
平成 23 年 12 月 22 日学則	平成 24 年 2 月 23 日学則	平成 24 年 9 月 27 日学則
平成 25 年 2 月 28 日学則	平成 26 年 3 月 27 日学則	平成 26 年 9 月 30 日学則第 1 号
平成 27 年 2 月 26 日学則第 1 号平成 27 年 5 月 28 日学則第 1 号平成 27 年 10 月 30 日学則		
平成 28 年 3 月 24 日学則第 1 号平成 28 年 7 月 20 日学則第 1 号平成 28 年 9 月 29 日学則第 1 号		
平成 29 年 2 月 23 日学則	平成 30 年 2 月 22 日学則第 1 号平成 30 年 6 月 28 日学則第 1 号	
平成 31 年 2 月 28 日学則第 1 号平成 31 年 3 月 28 日学則第 1 号令和 2 年 3 月 12 日学則第 1 号		
令和 3 年 3 月 24 日学則第 1 号 令和 4 年 3 月 24 日学則第 1 号 令和 4 年 6 月 28 日学則第 1 号		
令和 5 年 2 月 28 日学則第 1 号 令和 5 年 7 月 25 日学則第 1 号 令和 6 年 2 月 27 日学則第 1 号		
令和 6 年 2 月 27 日学則第 1 号		

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 1 条の 2)
第 2 章	大学の構成(第 2 条―第 32 条)
第 3 章	修業年限, 在学期間, 学年, 学期及び休業日(第 33 条―第 38 条)
第 4 章	入学, 休学, 退学, 転学, 除籍及び賞罰(第 39 条―第 58 条)
第 5 章	教育課程及び教育職員免許(第 59 条―第 71 条)
第 6 章	卒業要件及び学位(第 72 条・第 73 条)
第 7 章	授業料等(第 74 条―第 87 条)
第 8 章	専攻生(第 88 条―第 94 条)
第 9 章	科目等履修生(第 95 条―第 101 条)
第 10 章	特別聴講学生(第 102 条―第 104 条)
第 11 章	研究生(第 105 条―第 112 条)
第 12 章	委託生(第 113 条―第 115 条)
第 13 章	公開講座及び市民開放授業(第 116 条・第 116 条の 2)
第 14 章	厚生保健(第 117 条―第 120 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第1条 本学は、広く教養を与え、専門の学芸を教授研究し、科学及び技術の発展に努め、真理と正義を愛する人格を形成するとともに、人類の普遍的かつ地域の諸特性に応じた福祉と文化の進展に貢献することを目的とする。

第1条の2 学部、学科又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各学部において、別に定める。

第2章 大学の構成

(学部、学科、課程及び収容定員)

第2条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

人文学部	文化学科
	法律経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程
医学部	医学科
	看護学科
工学部	総合工学科
生物資源学部	生物資源学科

2 前項の各学部に置く学科及び課程の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人文学部	文化学科	92	10	388
	法律経済学科	153	20	652
教育学部	学校教育教員養成課程	200		800
医学部	医学科	105		630
	看護学科	80	10	340
工学部	総合工学科	400	30	1660
生物資源学部	生物資源学科	260	10	1060

3 学科及び課程に、教育・研究上の目的を達成するための教員組織として、講座又は学科目を置く。

4 講座及び学科目に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第4条 削除

(機構及び統括本部)

第5条 本学に次の機構及び統括本部を置く。

教育推進・学生支援機構

研究・社会連携統括本部

みえの未来図共創機構

研究基盤推進機構

2 機構及び統括本部に関し必要な事項は、別に定める。

(地域拠点サテライト)

第5条の2 本学に地域拠点サテライトを置く。

2 地域拠点サテライトに関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第6条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第7条 医学部に附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に次の学内共同教育研究施設を置く。

国際交流センター

情報基盤センター

地球環境センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第9条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第10条 本学に次の学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教職支援センター

2 学部附属の教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第11条 教育学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(事務組織)

第13条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等及び連携講座等)

第 14 条 学部，学部に置く学科及び課程並びに研究科，研究科に置く専攻その他本学に附属又は学部に附属する組織に，寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)並びに産学官連携講座及び産学官連携研究部門(以下「連携講座等」という。)を設けることができる。

2 寄附講座等及び連携講座等に関し必要な事項は，別に定める。

(役員及び職員の種類)

第 15 条 本学の役員及び職員の種類は，次のとおりとする。

(1) 役員

学長

理事

監事

(2) 職員

教授

准教授

講師

助教

助手

校長

園長

教頭

主幹教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

URA職員

教務職員

事務職員

技術職員

技能職員

医療職員

船員

(副学長)

第 16 条 本学に副学長を置き，本学の理事又は教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認める場合は，理事又は教授以外の者をもって充てることができる。

(学部長等)

第 17 条 各学部に学部長を置き、当該学部(教育学部にあつては、教育学研究科を含む。)の教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、工学部及び生物資源学部にあつては、当該学部を基礎とする研究科の長をもって充てる。

(副学部長等)

第 18 条 各学部に副学部長を置き、当該学部(教育学部にあつては、教育学研究科を含む。)の教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、工学部及び生物資源学部にあつては、当該学部を基礎とする研究科の副研究科長をもって充てる。

(学科長等)

第 18 条の 2 各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部の各学科にあつては、医学系研究科の教授を、工学部の学科にあつては、工学研究科の教授を、生物資源学部の学科にあつては、生物資源学研究科の教授をもって充てる。

(機構長及び統括本部長)

第 18 条の 3 各機構に機構長を、研究・社会連携統括本部に統括本部長を置き、本学の理事又は副学長をもって充てる。

(地域拠点サテライト統括者)

第 18 条の 4 地域拠点サテライトに統括者を置き、学長又は理事をもって充てる。

(図書館長)

第 19 条 附属図書館に館長を置き、本学の理事、副学長又は特命副学長をもって充てる。

(病院長)

第 20 条 附属病院に病院長を置く。

(副病院長)

第 21 条 附属病院に副病院長を置く。

(学内共同教育研究施設の長)

第 22 条 各学内共同教育研究施設に長を置き、本学の理事、副学長、教授又は准教授をもって充てる。

(保健管理センター所長)

第 23 条 保健管理センターに所長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。

(学部附属の教育研究施設の長)

第 24 条 学部附属の教育研究施設に長を置き、当該学部(教育学部にあつては、教育学研究科を含む。)の教授又は准教授をもって充てる。

第 25 条及び第 26 条 削除

(役員会)

第 27 条 本学に役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第 28 条 本学に学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 29 条 本学に経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 30 条 本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第 31 条 本学に管理運営、教育研究に関する事項を審議する組織として、委員会その他必要な組織(以下「委員会等」という。)を置くことができる。

(教授会)

第 32 条 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 33 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は、6 年とする。

(在学期間の限度)

第 34 条 在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、第 46 条第 1 項から第 3 項までの規定により入学した者及び第 47 条第 1 項の規定により入学を許可された者(以下「編入学者等」という。)は、それぞれ第 46 条第 5 項及び第 47 条第 3 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍の年数を超えて在学することはできない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 35 条 学生が、職業を有している等の事情により、第 33 条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の期間は、入学時から通算して 8 年以内とする。

3 長期履修の在学期間は、入学時から通算して12年を超えることができない。

4 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学年)

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第38条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要により前項の休業日を変更し、又は休業日の期間中においても授業、実験、実習を課することがある。

3 臨時休業日は、学長がその都度定める。

第4章 入学、休学、退学、転学、除籍及び賞罰

(入学の時期)

第39条 学生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第40条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。))に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、特に優れた資質を有すると認めるものを、入学させることができる。
- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号)第 1 条の規定による改正前の学校教育法第 1 条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を含む。))の高等部に 2 年以上在学した者
 - (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。))の当該課程に 2 年以上在学した者
 - (5) 前項第 5 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。))について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。))で、17 歳に達したもの
(入学志願手続)

第 41 条 入学を志願する者は、入学願書に検定料並びに別に指定する書類を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 42 条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関しては、別に定める。

(入学手続)

第 43 条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第 44 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

- 2 第 86 条により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者の入学料に関しては、その免除願又は徴収猶予願の受理をもって入学手続を終えた者とみなし、入学を許可する。

(既納料の返還)

第 45 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 41 条の規定に基づいて検定料を納付した者のうち、2 段階選抜における第 1 段階選抜で不合格となった者及び個別学力検査の出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、検定料のうち別表第 1 に定める額を返還する。ただし、第 1 段階選抜において、出願書類のほかに学力検査等を実施する場合を除く。
- 3 学校推薦型選抜、総合型選抜、帰国生徒の特別選抜、社会人の特別選抜及び第 2 次募集の各選抜において、2 段階選抜を行った場合は、前項の規定を準用する。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合は、既納の検定料相当額を返還することができる。

(3 年次編入学)

第 46 条 人文学部、工学部及び生物資源学部の 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)附則第 7 条の規定による者
- (3) 大学の 2 年課程修了者及び短期大学卒業生
- (4) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
- (5) 高等専門学校、国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者

- (6) 学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (7) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (8) 学校教育法第 58 条の 2 の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者

2 人文学部及び工学部の 3 年次に編入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当する者のほか、別に定める者とする。

3 医学部看護学科の 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学の看護に関する学科を卒業した者
- (2) 学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程のうち看護に関する課程を修了した者
- (3) 学校教育法第 58 条の 2 の規定による高等学校の専攻科の課程のうち看護に関する課程を修了した者

4 編入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。

5 編入学した者の在学すべき年数は、2 年とする。

(再入学、転入学、編入学及び転学部)

第 47 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者につき欠員のある場合、入学又は転学部(以下「入学等」という。)を許可することがある。

- (1) 本学を退学した者又は除籍された者で同一学部にも再入学を志願するもの
- (2) 他大学の学生で当該学部長又は学長の承認を得て本学に転入学を志願する者
- (3) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願するもの
- (4) 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者で本学に編入学を志願するもの
- (5) 学校教育法施行規則附則第 7 条の規定により、本学に編入学を志願する者
- (6) 大学の 2 年課程修了者及び短期大学卒業者にして本学に編入学を志願する者
- (7) 高等専門学校、国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者で本学に編入学を志願するもの
- (8) 学校教育法第 132 条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で本学に編入学を志願するもの

(9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学に編入学を志願するもの

(10) 学校教育法第58条の2の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者で本学に編入学を志願するもの

(11) 本学の学生で、転学部を志願する者

2 前項の規定により入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。

3 第1項の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

第48条 前2条の規定による入学志願者については、第41条から第45条までの規定を適用する。

(留学)

第49条 学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)又は外国の短期大学に留学を志願する場合は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを許可する。

3 留学した期間は、第33条の修業年限に含まれるものとする。

(休学)

第50条 疾病又はその他の理由により3月以上修学することができない者は、休学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを許可する。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第51条 休学期間は、1年以内とする。ただし、相当の理由がある場合は、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して修業年限(編入学者等にあつては、在学すべき年数とする。以下同じ。)の年数を超えることができない。ただし、特別の理由があり、学生の修学に支障がある場合は、この限りでない。

3 休学期間は、在学期間の年数に算入しない。

(復学)

第 52 条 休学期間が満了する場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願により、学長に願い出なければならない。この場合において、休学の理由が疾病であったときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 前項の場合、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを許可する。
(退学)

第 53 条 退学しようとする者は、退学願により、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを許可する。
(転学)

第 54 条 学生が、転学しようとするときは、事由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを許可する。
(除籍)

第 55 条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、当該学部教授会の議を経て除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (2) 第 34 条の規定に定める在学期間の限度を超えたとき。
- (3) 第 51 条の規定に定める休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、免除又は徴収猶予が不許可になった者又は一部の免除を許可された者で所定の期日までに、納付すべき入学料を納付しないとき。
- (5) 授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しないとき。

(表彰)

第 56 条 学生にして学業又はその行為が他の模範とするに足ると認めた者があるときは、学長は、当該学部教授会又は委員会等の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第 57 条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は、当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。ただし、放學は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り命ずることがある。

- (1) 学業を怠り成業の見込みのないとき。
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) 正当な理由なく出席常でないとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したとき。

(停学期間の取扱い)

第 58 条 停学期間が 2 か月以上に及ぶとき、その期間は、修業年限の年数に算入しない。

2 停学期間は、在学期間の年数に算入する。

第 5 章 教育課程及び教育職員免許

(教育課程の編成方針)

第 59 条 本学は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

(特別の課程の編成)

第 59 条の 2 本学は、前条に規定するもののほか、学校教育法第 105 条の規定に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 前項の特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

第 59 条の 3 授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(授業科目等の特例)

第 60 条 外国人留学生(大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人留学生をいう。以下同じ。)の教育について必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

第 61 条 外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要があると認めるときは、前条の規定を準用する。

(単位の計算方法)

第 62 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 64 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、おおむね 15 時間から 30 時間までの範囲で、学部等が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、おおむね 30 時間から 45 時間までの範囲で、学部等が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部等が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部等が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第63条 授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の学部等が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に単位を与える。

(授業の方法)

第64条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修方法)

第65条 学部の授業科目、単位数、履修方法(履修科目登録単位数の上限設定を含む。)及び考查に関することは、学部規程でこれを定める。

- 2 前項に規定するもののほか、共通教育科目に関し必要な事項は、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第66条 他学部の授業科目を履修しようとする者は、所属学部長を経て当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学(専門職大学を含む。)又は短期大学における授業科目の履修等)

第67条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学(専門職大学を含む。以下同じ。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、学部教授会の議を経て60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第49条の規定により留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 68 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、学部教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学等における修得単位の取扱い)

第 68 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は外国の短期大学において修得した単位について、第 67 条第 1 項の規定を準用する。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 67 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 69 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(専門職大学を含む。)又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生(いずれも本学の学生以外の者に限る。))として修得した単位を含む。)を、学部教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第 67 条第 2 項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第 68 条第 1 項に規定する学修を、学部教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前 3 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第 46 条第 4 項及び第 47 条第 2 項に規定する場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 67 条第 1 項及び第 2 項並びに第 68 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第 70 条 学校教育法第 88 条に規定する修業年限の通算は、第 59 条の 2 に基づき編成された特別の課程の履修生又は第 95 条に規定する科目等履修生(いずれも本学の学生以外の者に限る。))として本学において一定の単位を修得した者に対し、前条第 1 項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすこ

とのできる当該単位数、その修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案し、学部教授会の議を経て学長が決定する。

(成績評価基準等の明示等)

第70条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第70条の3 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(教育職員の免許)

第71条 教員の免許状を受けるための所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において、教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表第2のとおりとする。

第6章 卒業要件及び学位

(卒業要件)

第72条 卒業要件は、第33条に規定する修業年限を満たし、学部規程で定める授業科目を履修し、所定の単位数を修得するものとする。ただし、本学(医学部医学科を除く。)に3年以上在学し、学校教育法第89条に規定する場合には、その卒業を認めることができる。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位数のうち、第64条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件としている場合は、同条第1項の授業の方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学位)

第73条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は、本学学位規則の定めるところによる。

第7章 授業料等

(授業料、入学料及び検定料の額)

第74条 授業料、入学料及び検定料の額は、別表第3に定めるところによる。

(授業料の徴収方法)

第 75 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

前期(4 月から 9 月まで) 納期 4 月中

後期(10 月から翌年 3 月まで) 納期 10 月中

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 特別の理由のある者は、本人の願い出により、許可を得て、月割分納をすることができる。ただし、月割分納額は、年額の 12 分の 1 ずつを毎月 5 日までに納付しなければならない。

(長期履修を認められた者の授業料)

第 76 条 長期履修を認められた者の授業料の額及び徴収方法は、別に定めるところによる。

(転入学者等の授業料)

第 77 条 転入学、編入学及び再入学した者の授業料の額は、その者が転入学、編入学及び再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

(退学者等の授業料)

第 78 条 退学、除籍又は放学的場合は、その者の在学していた期までの授業料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず第 55 条第 5 号の規定により除籍された者の未納の授業料は、これを免除する。

(休学者の授業料)

第 79 条 授業料納期限以前に休学を許可された者及び授業料の徴収猶予又は月割分納を許可された休学者については、月割計算により、休学開始当月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、当該休学開始日が月の途中である場合は、当該休学開始当月の授業料を月割計算で納入しなければならない。

2 前項の規定に定める者以外の休学者は、その期の授業料を全額納入しなければならない。

(停学者の授業料)

第 80 条 停学を命ぜられた者については、その期間中の授業料は、これを納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 81 条 学資の支弁が極めて困難と認められる学生に対しては、当該学年の授業料の全部又は一部を免除し、又は各学期末まで徴収を猶予することがある。

第 82 条 前条の規定により、授業料の免除又は納入猶予を受けようとする者は、事由を詳記した願書を当該学部長を経て学長に提出しなければならない。

第 83 条 授業料を免除された者で、その事由が止んだときは、翌月から月割でこれを納入しなければならない。

第 84 条 授業料を指定の日までに納入しないときは、これを催告し、なお、納入を怠る場合は、出席を停止する。

第 85 条 第 81 条から前条までに定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の不徴収)

第 85 条の 2 第 74 条から第 80 条までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、授業料を徴収しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 86 条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第 86 条の 2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合等は、検定料を免除することができる。

2 その他必要な事項については別に定める。

(既納料の返還)

第 87 条 既納の授業料は、返還しない。ただし、前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

2 前項本文の規定にかかわらず、第 75 条第 3 項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

3 第 1 項本文の規定にかかわらず、第 75 条第 1 項又は第 2 項により授業料を納付した者が、その後授業料納期限以前に休学を許可された場合は、納付した者の申出により第 79 条第 1 項の規定による当該授業料相当額を返還する。

- 4 第1項本文の規定にかかわらず、第75条第3項により徴収した授業料については、納付した者が入学年度の4月1日から休学を許可された場合は、納付した者の申出により月割計算により休学当月から復学当月の前月までの当該授業料相当額を返還する。
- 5 第1項本文の規定にかかわらず、第1項ただし書き及び前3項に規定するもののほか、学長が特に必要と認めた場合は、既納の授業料相当額を返還する。

第8章 専攻生

(入学許可)

第88条 学部の専門科目につき精深な程度において履修しようとする者があるときは、学長は、関係学部教授会の議を経た上、所定の手続を終えた者に対し、専攻生として入学を許可する。

(入学期、修業年限)

第89条 専攻生の入学期は、学年の始めとし、その修業年限は、1年以上とする。

(入学資格)

第90条 専攻生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第155条により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(検定料、入学料及び授業料)

第91条 専攻生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表第3に定めるところによる。

- 2 授業料は、在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分を当該期間における当初の月に納入するものとし、在学予定期間が3か月又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

(研究費の負担)

第92条 研究に要する費用は、専攻生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第93条 専攻生が、専攻科目につき証明を希望したときは、専攻証明書を交付する。

(準用規定)

第94条 本章に定めるものの外、第4章及び第87条の規定は、専攻生にもこれを準用する。

第9章 科目等履修生

(入学許可)

第95条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、学長は、関係学部教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

(入学期)

第96条 科目等履修生の入学期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学資格等)

第97条 科目等履修生の入学資格及び入学志願手続等については、別に定める。

第98条 削除

(検定料、入学料及び授業料)

第99条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表第3に定めるところによる。

(単位の授与、証明書の交付)

第100条 科目等履修生に対しては、第63条の規定を準用し、単位を与える。

2 前項の規定により授与された単位について、科目等履修生が証明を希望したときは、単位修得証明書を交付する。

(準用規定)

第101条 本章に定めるものの外、第4章、第5章及び第87条の規定は、科目等履修生にもこれを準用する。

第10章 特別聴講学生

(入学許可)

第102条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは外国の短期大学（以下この条において「他大学等」という。）の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、他大学等との協議に基づき、学長は、関係学部教授会の議を経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

(検定料、入学料及び授業料)

第103条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料については、第99条の規定を準用する。ただし、特別聴講学生が他の国立大学法人が設置する大学、大学間相互単位互換協定に基づき締結された公立若しくは私立の大学若しくは短期大学又は単位互換協定に基づき締結された高等専門学校の学生であるときは、これを徴収しないことができる。

- 3 前項に定めるもののほか、特別聴講学生が本学研究科附属の教育研究施設を利用する授業科目を履修する場合は、授業料を徴収しないことができる。
- 4 特別聴講学生が外国の大学又は外国の短期大学との大学間交流協定(部局等間交流協定を含む。)に基づき受け入れる外国人留学生である場合、その授業料の額は、当該大学間交流協定の定めるところによる。

(準用規定)

第 104 条 本章に定めるものの外、第 97 条、第 100 条及び第 101 条の規定は、特別聴講学生にもこれを準用する。

第 11 章 研究生

(入学許可)

第 105 条 学部において特殊事項について研究しようとする者があるときは、学長は、関係学部教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

(入学期)

第 106 条 研究生の入学期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。

(入学資格)

第 107 条 研究生の入学資格その他に関しては、学部においてこれを定める。

(入学志願手続)

第 108 条 研究生として入学を志願する者は、入学願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、本学に提出しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 109 条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別表第 3 に定めるところによる。

- 2 授業料は、在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分を当該期間における当初の月に納入するものとし、在学予定期間が 3 か月又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

(研究費の負担)

第 110 条 研究に要する費用は、研究生の負担とする。

(証明書の交付)

第 111 条 研究生が研究事項につき、証明を希望したときは、研究証明書を交付する。

(準用規定)

第 112 条 本章に定めるものの外、第 4 章及び第 87 条の規定は、研究生にもこれを準用する。

第 12 章 委託生

(入学許可)

第 113 条 官庁又は公共団体から、履修科目又は研究事項を定め願い出る者があるときは、学長は、関係学部教授会の議を経て委託生として入学を許可することがある。

(証明書の交付)

第 114 条 委託生が、履修した科目又は研究事項につき、証明を希望したときは、証明書を交付する。

(準用規定)

第 115 条 本章に定めるものの外、第 4 章、第 5 章、第 87 条、第 99 条、第 100 条、第 108 条、第 109 条及び第 110 条の規定は、委託生にもこれを準用する。

第 13 章 公開講座及び市民開放授業

(公開講座)

第 116 条 本学は、必要に応じ、公開講座を行うことがある。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

(市民開放授業)

第 116 条の 2 本学は、市民開放授業を行うことがある。

2 市民開放授業に関する事項は、別に定める。

第 14 章 厚生保健

(寄宿舍)

第 117 条 本学に寄宿舍を置き、学生の希望者を入舎させる。

2 寄宿舍に関する規程は、別に定める。

(厚生保健施設)

第 118 条 本学に厚生保健に関する施設を置き、学生に利用させる。

(健康診断)

第 119 条 学生は、毎年 1 回所定の健康診断を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康を管理し、必要に応じ、治療を命じ、又は登校を停止することがある。

(施設の利用)

第 120 条 学生は、本学の施設を利用しようとするときは、その許可を受けなければならない。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 15 年度以前の入学者は、第 2 条及び第 71 条の規定については、なお従前の例による。

- 3 平成 10 年度以前の入学者の授業料については、別表第 3 の規定にかかわらず、次の表により読み替えるものとする。

平成 5 年度・6 年度入学生	平成 7 年度・8 年度入学生	平成 9 年度・10 年度入学生
年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円

附 則(平成 17 年 1 月 20 日学則)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 2 月 24 日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日学則)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日学則)

この学則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年度授業料から適用する。

附 則(平成 17 年 5 月 12 日学則)

この学則は、平成 17 年 5 月 12 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 29 日学則)

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日学則)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日学則)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学部学校教育教員養成課程、情報教育課程及び生涯教育課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科・課程	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	445	490	535
	情報教育課程	200	160	120
	生涯教育課程	75	70	65

附 則(平成 18 年 5 月 25 日学則)

この学則は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日学則)

この学則は、平成 18 年 9 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 24 日学則)

この学則は、平成 18 年 11 月 24 日から施行する。ただし、第 97 条及び第 98 条の改正規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日学則)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 27 日学則)

この学則は、平成 19 年 12 月 27 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日学則)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の人文学部社会科学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者(平成 20 年度及び平成 21 年度に当該学科に編入学する者を含む。)が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 20 年度及び平成 21 年度における人文学部法律経済学科(以下「法律経済学科」という。)への 3 年次編入学については、従前の学科に編入学するものとし、法律経済学科及び医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
人文学部	法律経済学科	165	330	515	—	—
医学部	医学科	610	620	630	640	650

- 4 平成 19 年度以前の入学者については、改正後の学則第 46 条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日学則)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
----	----	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

医学部	医学科	630	650	670	690	710
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則(平成 22 年 2 月 25 日学則)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
医学部	医学科	655	680	705	730	745

- 3 平成 22 年 3 月 31 日に人文学部法律経済学科及び工学部に在学する者(以下「在学者」という。)並びに平成 22 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に編入学等する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 2 月 24 日学則)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に教育学部に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日学則)

この学則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 23 日学則)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に教育学部に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日学則)

この学則は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 28 日学則)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日学則)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学部情報教育課程及び生涯教育課程（以下「従前の課程」という。）は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26

年 3 月 31 日に従前の課程に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学部学校教育教員養成課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科・課程	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	615	650	685

- 4 この学則施行前の特別支援教育特別専攻科（以下「従前の専攻科」という。）は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に従前の専攻科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に従前の課程に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前の入学者に係る授業科目は、改正後の学則第 59 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、生物資源学部資源循環学科、共生環境学科及び生物圏生命科学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生物資源学部	資源循環学科	250	260	270
	共生環境学科	325	310	295
	生物圏生命科学科	385	390	395

附 則(平成 27 年 5 月 28 日学則第 1 号)

この学則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 30 日学則)

この学則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学部人間発達科学(以下「従前の課程」という。)は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に従前の課程に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、教育学部学校教育教員養成課程の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科・課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育学部	学校教育教員養成課程	705	760	780

附 則(平成28年7月20日学則第1号)

この学則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則(平成28年9月29日学則第1号)

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成29年2月23日学則)

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- この学則施行前の生物資源学部生物圏生命科学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の学則第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に従前の学科に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以降在学者の属する年次に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度における生物資源学部の3年次編入学による収容定員については、なお従前の例によるものとし、人文学部文化学科及び法律経済学科並びに生物資源学部資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科及び海洋生物資源学科の収容定員は、次の2表により読み替えるものとする。

学部	学科・課程	平成29年度
人文学部	文化学科	412
	法律経済学科	688
生物資源学部	生物圏生命化学科	80
	海洋生物資源学科	40

学部	学科・課程	平成30年度	平成31年度
人文学部	文化学科	404	396
	法律経済学科	676	664
生物資源学部	資源循環学科	280	283
	共生環境学科	280	283

	生物圏生命化学科	160	242
	海洋生物資源学科	80	122

- 4 在学者及び平成 29 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に編入学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 2 月 22 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 30 年度	平成 31 年度
医学部	医学科	125	125

- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
医学部	医学科	750	750	730	710	690	670	650

附 則(平成 30 年 6 月 28 日学則第 1 号)

この学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の工学部機械工学科、電気電子工学科、分子素材工学科、建築学科、情報工学科及び物理工学科（以下「従前の学科」という。）は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以降在学者の属する年次に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年度及び平成 32 年度における工学部の 3 年次編入学による収容定員については、なお従前の例によるものとし、工学部総合工学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
工学部	総合工学科	400	800	1230

附 則(平成 31 年 3 月 28 日学則第 1 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 12 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 2 年度	令和 3 年度
医学部	医学科	125	125

- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医学部	医学科	750	750	730	710	690	670	650

- 4 令和 2 年 3 月 31 日に工学部に在学する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日学則第 1 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 4 年度
医学部	医学科	125

- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部	医学科	750	730	710	690	670	650

附 則(令和 4 年 6 月 28 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に編入学等する者に係る授業科目及び履修方法

は、改正後の学則第 59 条の 3 及び第 65 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 2 月 28 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 5 年度
医学部	医学科	125

- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
医学部	医学科	750	730	710	690	670	650

附 則(令和 5 年 7 月 25 日学則第 1 号)

この学則は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日学則第 1 号)

この学則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の生物資源学部資源循環学科、共生環境学科、生物圏生命化学科及び海洋生物資源学科(以下「従前の学科」という。)は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 6 年 4 月 1 日以降在学者の属する年次に編入学等する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の入学定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 6 年度
医学部	医学科	125

- 4 改正後の学則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年度及び令和 7 年度における生物資源学部の 3 年次編入学による収容定員については、なお従前の例によるものとし、医学部医学科及び生物資源学部生物資源学科の収容定員は、次の表により読み替えるものとする。

学部	学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医学部	医学科	750	730	710	690	670	650
生物資源 学部	生物資源 学科	260	520	790			

- 5 在学者並びに令和 6 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に編入学等する者に係る教員の免許状を受けるための所要資格を取得できる免許状の種類及び免許教科は、改正後の学則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 45 条関係)

区分	返還額
学部学生	13,000 円
3 年次編入学	23,000 円

別表第 2(第 71 条関係)

学部	学科・課程	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	文化学科	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者

工学部	総合工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業
生物資源学部	生物資源学科	高等学校教諭 一種免許状	理科，農業，水産

別表第 3(第 74 条・第 91 条・第 99 条・第 109 条関係)

区分	授業料	入学料	検定料
学部学生	平成 11 年度以降の入学生 年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
3 年次編入学			30,000 円
科目等履修生	1 単位 14,800 円	28,200 円	9,800 円
専攻生 研究生 委託生	月額 28,900 円	84,600 円	9,800 円

○三重大学学位規則

(平成 16 年 4 月 28 日規則第 159 号)

改正 平成 18 年 11 月 24 日規則 平成 20 年 3 月 27 日規則
 平成 21 年 3 月 30 日規則 平成 25 年 5 月 30 日規則
 平成 27 年 3 月 26 日規則第 159 号 平成 28 年 3 月 24 日規則第 159 号
 平成 29 年 3 月 23 日規則 令和 3 年 2 月 18 日規則第 159 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、三重大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与)

第 4 条 修士の学位は、本学大学院修士課程(医学系研究科看護学専攻、工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与)

第 5 条 博士の学位は、本学大学院博士課程(医学系研究科看護学専攻、工学研究科、生物資源学研究科及び地域イノベーション学研究科においては、博士後期課程をいう。以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認(以下「学力の確認」という。)された者に、博士の学位を授与する。

(教職修士(専門職)の学位授与)

第 5 条の 2 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出による学位の申請等)

第 6 条 第 5 条第 2 項の規定により学位の申請をしようとする者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書及び別表第 1 に定める学位論文審査手数料の額を添え、研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後 1 年以内に学位の申請をする場合には、学位論文審査手数料を免除する。

2 納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

第 7 条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科教授会に審査を付託するものとする。

第 8 条 学力の確認は、専攻の学術に関し、博士課程修了者と同等以上の学識並びに研究能力について、口答及び筆答によって行う。この場合外国語に 2 種類を課す

る。ただし、特別の理由があるときは、研究科教授会の議を経て、1種類とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、研究科所定の年限内に学位論文を提出し、学位の申請をするときは、学力の確認を免除することができる。

第9条 学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

第10条 学位論文の審査及び学力の確認等については、三重大学大学院学則第37条第3項から第5項まで、第39条及び第41条から第43条までの規定を準用する。
この場合において、「最終試験」を「学力の確認」と読み替えるものとする。

(学位記の授与)

第11条 学長は、第3条から第5条の2までの規定による者に対して、所定の学位記を授与する。

- 2 学長は、第6条の規定により学位の申請をした者のうち、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(専攻分野の名称等)

第12条 授与する学位には、次項に定めるものを除き、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

学位の別	学部・学科・研究科等の別		専攻分野
学士	人文学部	文化学科	人文科学
		法律経済学科	法律経済
	教育学部		教育学
	医学部	医学科	医学
		看護学科	看護学
	工学部		工学
	生物資源学部		生物資源学
修士	人文社会科学研究科	地域文化論専攻	人文科学
		社会科学専攻	社会科学
	医学系研究科	医科学専攻	医科学
		看護学専攻(博士前期課程)	看護学
	工学研究科(博士前期課程)		工学
	生物資源学研究科(博士前期課程)		生物資源学
	地域イノベーション学研究科(博士前期課程)		学術
博士	医学系研究科	生命医科学専攻	医学
		看護学専攻(博士後期課程)	看護学
	工学研究科(博士後期課程)		工学
	生物資源学研究科(博士後期課程)		学術
	地域イノベーション学研究科(博士後期課程)		学術

- 2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、次に定めるところによる。

学位	研究科・専攻
教職修士(専門職)	教育学研究科教職実践高度化専攻

(学位授与の報告)

第 13 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第 12 条の規定により、文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第 14 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学が指定するウェブサイトの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 15 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 前 2 項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第 16 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、三重大大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 17 条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、学部教授会、研究科委員会又は研究科教授会（以下「学部教授会等」という。）の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 学部教授会等が、前項の議決を行うときは、構成員(休職者、海外渡航中の者及び内地研究員を除く。)の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第 18 条 学位記の様式は、別表第 2 のとおりとする。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、学部教授会等が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 28 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 24 日規則)

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に人文学部社会科学に在学する者(平成 20 年度及び平成 21 年度に当該学科に編入学する者を含む。)に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規則)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 30 日規則)

- 1 この規則は、平成 25 年 5 月 30 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与した場合には、改正後の規則第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に博士の学位を授与された者については、改正後の規則第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 159 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 159 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者については、改正後の規則第 4 条及び第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日規則)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日規則第 159 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学者については、改正後の規則第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 6 条関係)

学位論文審査手数料
57,000 円

別表第2(第18条関係)

学位記様式
(本学を卒業した場合)

[別紙参照]
(修士課程を修了した場合)

[別紙参照]
(博士課程を修了した場合)

[別紙参照]
(学位論文提出による場合)

[別紙参照]
(専門職学位課程を修了した場合)

[別紙参照]

三重大学生物資源学部規程

(趣旨)

第1条 三重大学生物資源学部(以下「学部」という。)に関する事項は、三重大学学則(以下「学則」という。)及びその他の規則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 生物資源学部は、生物資源に関する独創性及び専門性を兼ね備えた広い視野を持ち、食と農林水産・フードシステムに関わる俯瞰的な視点に立ち、自らの力で問題解決ができる知識及び能力を身につけた人材を育成し、自然との共存を図り、生物資源の適正な開発・利用・保全を追求し、地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

(学科およびコース)

第1条の3 本学部に生物資源学科を設け、次のコースを置く。

農林環境科学コース、海洋生物資源学コース、生命化学コース

2 生物資源学科には、前項のコースの他に、1年次を対象とする生物資源総合科学コースを置く。

(授業科目)

第2条 学部の授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(履修方法)

第3条 共通教育科目及び専門教育科目に関する履修方法は、別表に定めるところによる。

2 共通教育科目に関する授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。

3 専門教育科目に関する授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。

(履修科目の申告)

第4条 生物資源学部学生(以下「学生」という。)は、毎学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目(卒業研究を除く。)を、所定の手続きにより申告しなければならない。

2 前項の申告は、受講学生数又は時間割の都合上、変更させることがある。

3 登録単位数の上限は半期26単位とする。ただし、学部が指定する科目については履修上限単位から除外する。なお、通算GPAが3.4以上の学生においては、半期26単位を超えての履修を妨げないこととする。

第5条 卒業研究は、履修する年度の前年度の末日までに申告しなければならない。

2 卒業研究は、学生が所定の要件を満たしていない場合、これを履修させないことがある。

(他学部における授業科目の履修等)

第6条 他学部の授業科目の履修又は聴講を希望する学生は、生物資源学部長(以下「学部長」という。)を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により履修した授業科目及びその修得単位数は、生物資源学部教授会(以下「学部教授会」という。)が適当と認めた場合は、卒業に必要な単位として認めることがある。

(他の大学(専門職大学を含む。)又は短期大学における授業科目の履修等)

第7条 学則第67条の規定に基づき、学生が他の大学(専門職大学を含む。)又は短期大学における授業科目を履修しようとする場合は、学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により修得した単位は、学部教授会の議を経て、60単位(学則第68条に規定する学修及び第69条に規定する認定による単位を含む。)を超えない範囲で、卒業に必要な単位として認めることがある。

(考查、試験及び成績)

第8条 授業科目(卒業研究を除く。)の成績考查は、試験、履修の状況及びその他の方法により行う。

第9条 試験は、毎学期の終わりに期間を定めて行う。ただし、授業科目によっては随時又は臨時に行うことが

ある。

- 2 病気その他やむを得ない理由のため、試験に欠席した場合は、願い出により、学部教授会の議を経て、当該授業科目の追試験を行うことがある。

第10条 卒業研究の成績考査は、論文により行い、口述試験を併せて行うことがある。

第11条 成績は、10点満点をもって表し、6点以上を合格とする。

（単位の認定）

第12条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

（課程の修了）

第13条 学則33条に規定する修業年限を満たし、所定の単位数を修得し、教育的インターンシップが認定された者について、学部教授会の議を経て、所定の課程を修了したことを認定する。

（卒業検定結果に対する特別措置）

第14条 卒業に必要な専門教育科目の単位が不足し、次の各号に該当する者については、願い出により、学部教授会の議を経て、3月25日までに、臨時試験等を行うことがある。

一 専門教育科目の不足単位が、6単位以内の者

二 病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者

- 2 前項の臨時試験等によって卒業単位を充足した者については、学部教授会の議を経て、3月31日付けをもって卒業と認定する。

（3年次編入学）

第15条 学則第46条の各号のいずれかに該当する者につき、3年次編入学試験を行い、学部教授会の議を経て入学を許可する。

- 2 3年次編入学に関する事項は別に定める。

（再入学、転入学、編入学）

第16条 学則第47条第1項の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（転学部）

第17条 本学学生で学部で転学部を希望する者があるときは、選考の上、学部教授会の議を経て、許可することがある。

（転コース）

第18条 学生で転コースを希望する者があるときは、選考の上、学部教授会の議を経て、許可することがある。

（帰国生徒の入学）

第19条 帰国生徒であって学部へ入学を志願する者は、別に定めるところにより、選考の上、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（社会人の入学）

第20条 社会人で学部へ入学を志願する者は、別に定めるところにより、選考の上、学部教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（科目等履修生）

第21条 科目等履修生の入学資格は、学部教授会の議を経て、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認めた者とする。

- 2 科目等履修生の在学期間は、履修科目の授業が行われる期間とする。

（研究生）

第22条 研究生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学卒業者

二 その他学部教授会の議を経て、相当の学力があると認めた者

2 研究生の研究課題及び指導大学教員は、学部教授会の議を経て、学部長が定める。

（特別聴講学生）

第23条 他の大学又は短期大学の学生で、本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学則第102条の規定により、当該の大学又は短期大学との協議に基づき、学部教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の入学時期は、聴講科目が開始される学期とする。

（留学）

第24条 学生が、外国の大学等に留学を志願する場合は、学部長を経て、学長に願い出なければならない。

（教育職員の免許）

第25条 学則第71条の規定による教員の免許状を受けるための所要資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

（資格）

第26条 次の各号に掲げる資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

- 一 食品衛生管理者及び食品衛生監視員
- 二 測量士補
- 三 学芸員
- 四 技術士補

（雑則）

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部教授会の議を経て、学部長が定める。

（附則）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

三重大学生物資源学部履修内規

(趣旨)

第1条 この内規は，三重大学生物資源学部規程第3条第3項の規定に基づき，生物資源学部で開講する専門教育科目の授業科目の名称及び単位数について定めるものである。

(授業科目の名称及び単位数)

第2条 生物資源学部における授業科目の名称及び単位数は，別表に定めるものとする。

(科目群)

第3条 生物資源学部における履修上の区分として，専門分野別に区分した科目群を置く。

2 科目群に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この内規は，令和6年4月1日から施行する。

表中の色付けについては，次の免許科目を表す。

理科免許科目	
農業免許科目	
水産免許科目	

別表

(授業科目の名称及び単位数)

授業科目名称	単位	必修	選択
専攻基礎科目			
数学基礎	2	2	
物理学基礎Ⅰ	2	2	
化学基礎Ⅰ	2	2	
生物学基礎Ⅰ	2	2	
物理学基礎Ⅱ	2	2	
化学基礎Ⅱ	2	2	
生物学基礎Ⅱ	2	2	
地学基礎	2	2	
化学実験	1		1 ※1
生物学実験	1		1 ※2
学部必修科目			
生物資源学総論	2	2	
フィールドサイエンスセンター体験演習	1	1	
技術者倫理	2	2	
卒業研究	4	4	
学科必修科目			
農林環境科学概論	2	2	
海洋生物学	2	2	
応用生命化学概論	2	2	
コース選択必修科目			
植物学	2		2
食料・資源経済学	2		2

農地工学	2			2	
農場・演習林実習	1			1	
生理学	2			2	
細胞生物科学	2			2	
植物保護学	2			2	
農業生物学実験	1			1	
農作物生育制御概論	2			2	
フィールドサイエンス農場実習Ⅰ	1			1	
森林微生物機能学	2			2	
森林流域保全学	2			2	
木質資源工学	2			2	
FSC演習林実習Ⅰ	1			1	
環境系数学	2			2	
応用数学	2			2	
国際環境保全学（英語）	2			2	
応用力学Ⅰ	2			2	
農業経済・統計学	2			2	
植物遺伝育種学	2			2	
作物学	2			2	
園芸学	2			2	
動物生産学	2			2	
植物病理学	2			2	
昆虫学	2			2	
動物飼料学	2			2	
農業経営学	2			2	
食農システム学	2			2	
農業化学実験	1			1	
フィールドサイエンス農場実習Ⅱ	1			1	
フィールドサイエンス農場実習Ⅲ	1			1	
森林・緑環境計画学	2			2	
森林利用・情報学	2			2	
森林化学	2			2	
森林育成学	2			2	
森林生物学実験	1			1	
森林化学実験	1			1	
FSC演習林実習Ⅱ	1			1	
プログラミング	2			2	
応用力学Ⅱ	2			2	
数値計算法	2			2	
基礎水理学	2			2	
農業情報ネットワーク	2			2	
農林統計学	2			2	
農学科学英語	2			2	
資源動物学	2			2	
農業・応用経済学	2			2	

森林生態学	2		2	
森林科学英語	2		2	
FSC演習林実習Ⅲ	1		1	
実践データサイエンス	2		2	
農業工学現場実習	1		1	
農学演習Ⅰ	1		1	
FSC演習林実習Ⅳ	1		1	
森林科学演習	3		3	
フューチャー・アース論	2		2	
農学演習Ⅱ	1		1	
農学演習Ⅲ	1		1	
大気海洋循環学	2		2	
水産学総論	2		2	
臨海実習	1		1	*3
乗船実習	1		1	
海洋観測航海実習	1		1	
生物統計学	2		2	
海洋生物比較生理学	2		2	
増殖生態学	2		2	
浮遊生物学	2		2	
藻類学	2		2	
魚類学	2		2	
底生生物学	2		2	
海生哺乳動物学	2		2	
海洋個体群動態学	2		2	
海事概論	2		2	
水族発生学	2		2	
水産経済学	2		2	
海洋生物資源学演習Ⅰ	2		2	
卒論スタートアップ演習	1		1	
海洋科学英語	2		2	
海洋生物資源学演習Ⅱ	2		2	
有機化学Ⅰ	2		2	
細胞生物学	2		2	
生命化学概論	1		1	
分子生物学	2		2	
有機化学Ⅱ	2		2	
生化学Ⅰ	2		2	
微生物学	2		2	
物理化学	2		2	
生物物理化学	2		2	
生化学Ⅱ	2		2	
分析化学	2		2	
食品化学	2		2	
創薬化学	2		2	

生物化学工学	2			2	
生命機能化学実験Ⅰ	2			2	
水圏生物化学	2			2	
遺伝子工学	2			2	
水産食品衛生学	2			2	
微生物利用学	2			2	
海洋生命化学実験Ⅰ	1			1	
海洋生命化学実験Ⅱ	1			1	
バイオインフォマティクス	2			2	
微生物遺伝学	2			2	
栄養化学	2			2	
発酵生理学	2			2	
生命機能化学実験Ⅱ	3			3	
生命機能化学概論	1			1	
海洋資源微生物学	2			2	
水産食品化学	2			2	
生物物性学	2			2	
海洋天然物化学	2			2	
脂質化学	2			2	
海洋生命化学実験Ⅲ	1			1	
マリンフードプロセス実習	1			1	
海洋生命化学実習	1			1	
海洋生命化学概論	1			1	
生命化学英語	2			2	
海洋生命化学演習Ⅰ	2			2	
生物機能化学	2			2	
生命機能化学演習Ⅰ	2			2	
生命機能化学演習Ⅱ	2			2	
海洋生命化学演習Ⅱ	2			2	
選択科目					
入門数学演習	2			2	
フードシステムチュートリアル	2			2	
Science EnglishⅠ	2			2	
Science EnglishⅡ	2			2	
紀伊黒潮流域圏航海実習	1			1	
生物資源学インターンシップ	1			1	
花卉園芸学	2			2	
農業生産工程管理学概論	2			2	
水利施設工学	2			2	
測量学	2			2	
地質学	2			2	
持続可能な地域づくり学	2			2	
土壌物理学	2			2	
土壌物理学実験	1			1	
測量学実習	1			1	

力学基礎Ⅰ	2			2
熱力学	2			2
電気・電子工学	2			2
農業食料工学実習	1			1
環境情報システム工学実習Ⅰ	1			1
分子細胞生物科学	2			2
作物学各論	2			2
園芸植物生理学	2			2
動物機能学	2			2
基礎経営学	2			2
簿記会計演習Ⅰ	2			2
森林・緑環境評価学	2			2
森林政策学	2			2
植物材料化学	2			2
木質材料学	2			2
森林生態学実習	1			1
森林利用・情報学演習	2			2
植物微生物学実験	1			1
森林物理学実験	1			1
植物成分化学実験	1			1
FSC演習林実習Ⅴ	1			1
鉄筋コンクリート工学	2			2
基礎土質力学	2			2
水理学	2			2
水文・農業気象学	2			2
実践農業工学	2			2
測量応用実習	1			1
コンクリート・土質実験	1			1
力学基礎Ⅱ	2			2
制御工学	2			2
メカトロニクス実践	2			2
設計製図学Ⅰ	2			2
ベンチャー企業論	2			2
食料生産システム学	2			2
環境情報システム工学実習Ⅱ	1			1
簿記会計演習Ⅱ	2			2
バイオマス化学	2			2
かんがい排水学	2			2
土質力学	2			2
農村計画学	2			2
地球環境リモートセンシング	2			2
土壌圏物質移動論	2			2
農業工学キャリアアップ演習	2			2
水理実験	1			1
農村ワークショップ運営実習	1			1

*4

CAD実習	1			1
材料・加工学	2			2
設計製図学Ⅱ	2			2
設計製図学演習	2			2
生物情報工学	2			2
電子計測学	2			2
エネルギー利用学	2			2
農業食料工学実験	1			1
将来気候予測論	2			2
フィールド科学技術実習	1			1
資源生物学実験	1			1
海洋動物学実験	1			1
海洋植物学実験	1			1
海洋生物生理学実習	1			1
海洋情報学実習	1			1
海洋気象数値解析演習	1			1
漁業生産学	2			2
魚類増殖学	2			2
栽培漁業学	2			2
水族病理学	2			2
養殖学	2			2
繁殖生理学	2			2
大気海洋科学	2			2
水圏環境生物学	2			2
水族病理学実験	1			1
魚類種苗育成学実習	1			1
藻類学実習	1			1
浅海増殖学実習	1			1
生物海洋学実習	1			1
総合航海実習	2			2
水産情報利用学	2			2
海洋気象学	2			2
動物分類学	2			2
海洋生物感覚生理学	2			2
水産物流通論	2			2
魚類種苗生産学実習	1			1
水産物流通調査実習	1			1
海洋生態学実習	1			1
漁業生産学実習	1			1
海洋科学実習	1			1
大気海洋循環学実習	1			1
海生哺乳動物学実習	1			1
無機化学	2			2
生物無機化学	2			2
環境化学概論	2			2

食品衛生学	2		2
土壌学	2		2
生体代謝化学	2		2
食品工学	2		2
植物栄養学	2		2
食品安全化学	2		2
生物プロセス工学	2		2
生命機能化学実習	1		1
公衆衛生学	2		2
自由科目			
実践英語演習	1		1
職業指導Ⅰ	2		2
職業指導Ⅱ	2		2
(生物資源学部が定める科目から選択)			
計		25 (27)	74
卒業に必要な単位数		99	(101)

- ① *1の履修については次のとおりとする。

生物資源総合科学コース

3科目6単位を修得すること。

農林環境科学コース、海洋生物資源学コース、生命化学コース

2科目4単位を修得すること。

- ② *2と※1、※2の履修については次のとおりとする。

生物資源総合科学コース、農林環境科学コース、

海洋生物資源学コース、生命化学コース

*2の科目から2科目4単位を修得すること。

海洋生物資源学コース

※2の実験を修得すること。

生命化学コース

※1の実験を修得すること。

- ③ *3と*4の履修については次のとおりとする。

農林環境科学コース（農学専修）

*3の科目から51単位、*4の科目から23単位を履修し修得すること。

農林環境科学コース（森林科学専修）

*3の科目から36単位、*4の科目から38単位を履修し修得すること。

農林環境科学コース（農業工学専修）

*3の科目から32単位、*4の科目から42単位を履修し修得すること。

海洋生物資源学コース

*3の科目から42単位、*4の科目から31単位を履修し修得すること。

生命化学コース

*3の科目から49単位、*4の科目から24単位を履修し修得すること。

生物資源総合科学コース

2年次以降に配属したコースの履修とする。

三重大学生物資源学部専門教育科目の科目群に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、三重大学生物資源学部履修内規第3条第2項の規定に基づき、専門教育科目を専門分野別に区分した科目群及び単位数並びに専門分野の体系的な履修方法について定めるものである。

(区分)

第2 専門教育科目を次の各号に掲げる内容の科目群に区分する。

- 一 自然科学系科目群 自然科学の基礎から発展的な内容を履修するための科目群
- 二 農学系科目群 農学の基礎から発展的な内容を履修するための科目群
- 三 水産学系科目群 水産学の基礎から発展的な内容を履修するための科目群

(科目群等)

第3 科目群及び単位数並びに履修方法は、別表に定めるものとする。

- 一 自然科学系科目群 別表1
- 二 農学系科目群 別表2
- 三 水産学系科目群 別表3

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

表中の色付けについては、次の免許科目を表す。

理科免許科目	
農業免許科目	
水産免許科目	

別表1 <自然科学系科目群>

授業科目名称	単位	必修	選択
物理学基礎Ⅰ	2	2	
化学基礎Ⅰ	2	2	
生物学基礎Ⅰ	2	2	
物理学基礎Ⅱ	2	2	
化学基礎Ⅱ	2	2	
生物学基礎Ⅱ	2	2	
地学基礎	2	2	
植物学	2		2
生理学	2		2
細胞生物科学	2		2
植物保護学	2		2
資源動物学	2		2
森林微生物機能学	2		2
木質資源工学	2		2
応用力学Ⅰ	2		2
植物遺伝育種学	2		2
森林化学	2		2
森林育成学	2		2

応用力学Ⅱ	2		2	
大気海洋循環学	2		2	
有機化学Ⅰ	2		2	
細胞生物学	2		2	
分子生物学	2		2	
有機化学Ⅱ	2		2	
生化学Ⅰ	2		2	
微生物学	2		2	
物理化学	2		2	
生物物理化学	2		2	
生化学Ⅱ	2		2	
分析化学	2		2	
遺伝子工学	2		2	
バイオインフォマティクス	2		2	*3
脂質化学	2		2	
測量学	2		2	
土壌物理学	2		2	
力学基礎Ⅰ	2		2	
熱力学	2		2	
分子細胞生物科学	2		2	
植物材料化学	2		2	
水文・農業気象学	2		2	
バイオマス化学	2		2	
繁殖生理学	2		2	
大気海洋科学	2		2	
海洋気象学	2		2	
動物分類学	2		2	
無機化学	2		2	
土壌学	2		2	
植物栄養学	2		2	
化学実験	1		1	*2
生物学実験	1		1	*2
農業生物学実験	1		1	*2
森林化学実験	1		1	*2
土壌物理学実験	1		1	*2
森林生物学実験	1		1	
農業食料工学実験	1		1	
数学基礎	2	2		
生物資源学総論	2	2		
フィールドサイエンスセンター体験演習	1	1		
技術者倫理	2	2		
卒業研究	4	4		
農林環境科学概論	2	2	*1	
応用生命化学概論	2	2	*1	
海洋生物学	2	2	*1	

フューチャー・アース論	2	2	
海洋生物比較生理学	2	2	
創薬化学	2	2	
生命機能化学実験Ⅰ	2	2	
水圏生物化学	2	2	
海洋生命化学実験Ⅰ	1	1	
海洋生命化学実験Ⅱ	1	1	
生命機能化学実験Ⅱ	3	3	
海洋資源微生物学	2	2	
水産食品化学	2	2	
生物物性学	2	2	
海洋天然物化学	2	2	
海洋生命化学実験Ⅲ	1	1	
森林物理学実験	1	1	
力学基礎Ⅱ	2	2	
地球環境リモートセンシング	2	2	
土壌圏物質移動論	2	2	
将来気候予測論	2	2	
資源生物学実験	1	1	
海洋生物感覚生理学	2	2	
生物無機化学	2	2	
生体代謝化学	2	2	
応用数学	2	2	
環境系数学	2	2	
農業化学実験	1	1	
プログラミング	2	2	
数値計算法	2	2	
農学科学英語	2	2	
森林科学英語	2	2	
実践データサイエンス	2	2	
農業工学現場実習	1	1	
農学演習Ⅰ	1	1	
森林科学演習	3	3	
農学演習Ⅱ	1	1	
農学演習Ⅲ	1	1	
生物統計学	2	2	
水族発生学	2	2	*5
海洋生物資源学演習Ⅰ	2	2	
卒論スタートアップ演習	1	1	
海洋科学英語	2	2	
海洋生物資源学演習Ⅱ	2	2	
生命化学概論	1	1	
水産食品衛生学	2	2	
生命機能化学概論	1	1	
マリンフードプロセス実習	1	1	

海洋生命化学実習	1		1
海洋生命化学概論	1		1
生命化学英語	2		2
海洋生命化学演習Ⅰ	2		2
生命機能化学演習Ⅰ	2		2
生命機能化学演習Ⅱ	2		2
海洋生命化学演習Ⅱ	2		2
入門数学演習	2		2
フードシステムチュートリアル	2		2
Science EnglishⅠ	2		2
Science EnglishⅡ	2		2
生物資源学インターンシップ	1		1
地質学	2		2
持続可能な地域づくり学	2		2
測量学実習	1		1
電子計測学	2		2
電気・電子工学	2		2
農業食料工学実習	1		1
動物機能学	2		2
植物成分化学実験	1		1
実践農業工学	2		2
測量応用実習	1		1
制御工学	2		2
メカトロニクス実践	2		2
農業工学キャリアアップ演習	2		2
フィールド科学技術実習	1		1
大気海洋循環学実習	1		1
実践英語演習	1		1
計		29	70
卒業に必要な単位数		99	

自然科学系科目群の履修方法は、次のとおりとする。

- ① ＊1の科目から2科目4単位を選択履修し必修区分の科目を29単位修得すること。
- ② ＊2の実験から1実験を選択履修し＊3の選択区分の科目から10単位以上を修得すること。
- ③ ＊4の選択区分の科目から60単位以上を修得すること。

別表2 ＜農学系科目群＞

授業科目名称	単位	必修	選択
農林環境科学概論	2	2	
応用生命化学概論	2	2	
農地工学	2		2
農場・演習林実習	1		1
農作物生育制御概論	2		2
フィールドサイエンス農場実習Ⅰ	1		1
FSC演習林実習Ⅰ	1		1

作物学	2		2	
園芸学	2		2	
動物生産学	2		2	
植物病理学	2		2	
昆虫学	2		2	
動物飼料学	2		2	
農業経営学	2		2	
食農システム学	2		2	
フィールドサイエンス農場実習Ⅱ	1		1	
フィールドサイエンス農場実習Ⅲ	1		1	
森林利用・情報学	2		2	
FSC演習林実習Ⅱ	1		1	
基礎水理学	2		2	
森林生態学	2		2	
FSC演習林実習Ⅳ	1		1	
食品化学	2		2	
生物化学工学	2		2	
微生物利用学	2		2	
微生物遺伝学	2		2	
栄養化学	2		2	*3
発酵生理学	2		2	
生物機能化学	2		2	
農業生産工程管理学概論	2		2	
水利施設工学	2		2	
環境情報システム工学実習Ⅰ	1		1	
基礎経営学	2		2	
木質材料学	2		2	
森林生態学実習	1		1	
森林利用・情報学演習	2		2	
植物微生物学実験	1		1	
基礎土質力学	2		2	
水理学	2		2	
コンクリート・土質実験	1		1	
設計製図学Ⅰ	2		2	
環境情報システム工学実習Ⅱ	1		1	
かんがい排水学	2		2	
土質力学	2		2	
水理実験	1		1	
CAD実習	1		1	
生物情報工学	2		2	
エネルギー利用学	2		2	
食品衛生学	2		2	
食品工学	2		2	
生命機能化学実習	1		1	
職業指導Ⅰ	2		2	*2

数学基礎	2	2		
物理学基礎Ⅰ	2	2		
化学基礎Ⅰ	2	2		
生物学基礎Ⅰ	2	2		
物理学基礎Ⅱ	2	2	*1	
化学基礎Ⅱ	2	2	*1	
生物学基礎Ⅱ	2	2	*1	
生物資源学総論	2	2		
フィールドサイエンスセンター体験演習	1	1		
技術者倫理	2	2		
卒業研究	4	4		
化学実験	1		1	※1
海洋生物学	2		2	
食料・資源経済学	2		2	
国際環境保全学（英語）	2		2	
農業経済・統計学	2		2	
森林・緑環境計画学	2		2	
農業情報ネットワーク	2		2	
農林統計学	2		2	
農業・応用経済学	2		2	
FSC演習林実習Ⅲ	1		1	
作物学各論	2		2	
花卉園芸学	2		2	
園芸植物生理学	2		2	
森林・緑環境評価学	2		2	
森林政策学	2		2	
鉄筋コンクリート工学	2		2	
ベンチャー企業論	2		2	
食料生産システム学	2		2	
農村計画学	2		2	
農村ワークショップ運営実習	1		1	
材料・加工学	2		2	
設計製図学Ⅱ	2		2	
設計製図学演習	2		2	
環境化学概論	2		2	
食品安全化学	2		2	
生物プロセス工学	2		2	
公衆衛生学	2		2	
応用数学	2		2	
環境系数学	2		2	
農業化学実験	1		1	
プログラミング	2		2	
数値計算法	2		2	
農学科学英語	2		2	
森林科学英語	2		2	

実践データサイエンス	2		2	
農業工学現場実習	1		1	
農学演習Ⅰ	1		1	
森林科学演習	3		3	
農学演習Ⅱ	1		1	
農学演習Ⅲ	1		1	
生物統計学	2		2	*4
水族発生学	2		2	
海洋生物資源学演習Ⅰ	2		2	
卒論スタートアップ演習	1		1	
海洋科学英語	2		2	
海洋生物資源学演習Ⅱ	2		2	
生命化学概論	1		1	
水産食品衛生学	2		2	
生命機能化学概論	1		1	
マリンフードプロセス実習	1		1	
海洋生命化学実習	1		1	
海洋生命化学概論	1		1	
生命化学英語	2		2	
海洋生命化学演習Ⅰ	2		2	
生命機能化学演習Ⅰ	2		2	
生命機能化学演習Ⅱ	2		2	
海洋生命化学演習Ⅱ	2		2	
入門数学演習	2		2	
フードシステムチュートリアル	2		2	
Science EnglishⅠ	2		2	
Science EnglishⅡ	2		2	
生物資源学インターンシップ	1		1	
地質学	2		2	
持続可能な地域づくり学	2		2	
測量学実習	1		1	
電子計測学	2		2	
電気・電子工学	2		2	
農業食料工学実習	1		1	
動物機能学	2		2	
森林流域保全学	2		2	
植物成分化学実験	1		1	
FSC演習林実習Ⅴ	1		1	
簿記会計演習Ⅰ	2		2	
簿記会計演習Ⅱ	2		2	
実践農業工学	2		2	
測量応用実習	1		1	
制御工学	2		2	
メカトロニクス実践	2		2	
農業工学キャリアアップ演習	2		2	

フィールド科学技術実習	1		1
大気海洋循環学実習	1		1
実践英語演習	1		1
計		2 5	7 4
卒業に必要な単位数		9 9	

農学系科目群の履修方法は、次のとおりとする。

- ① *1の科目から2科目4単位を選択履修し必修区分の科目を25単位修得すること。
- ② *2の科目を含み*3の選択区分の科目から16単位以上を修得すること。
- ③ *4の選択区分の科目から58単位以上（生命化学コース生は*1の実験を含むこと。）を修得すること。

別表3 <水産学系科目群>

授業科目名称	単位	必 修	選 択
水産学総論	2	2	
臨海実習	1		1
乗船実習	1		1
海洋観測航海実習	1		1
増殖生態学	2		2
藻類学	2		2
底生生物学	2		2
海洋個体群動態学	2		2
海事概論	2		2
水産経済学	2		2
海洋情報学実習	1		1
漁業生産学	2		2
魚類増殖学	2		2
栽培漁業学	2		2
水族病理学	2		2
養殖学	2		2
水圏環境生物学	2		2
水族病理学実験	1		1
魚類種苗育成学実習	1		1
藻類学実習	1		1
浅海増殖学実習	1		1
生物海洋学実習	1		1
総合航海実習	2		2
水産情報利用学	2		2
水産物流通論	2		2
魚類種苗生産学実習	1		1
水産物流通調査実習	1		1
海洋生態学実習	1		1
漁業生産学実習	1		1
職業指導Ⅱ	2		2
数学基礎	2	2	
物理学基礎Ⅰ	2	2	

*4

*3

化学基礎Ⅰ	2	2			
生物学基礎Ⅰ	2	2			
物理学基礎Ⅱ	2	2	*1		
化学基礎Ⅱ	2	2	*1		
生物学基礎Ⅱ	2	2	*1		
生物資源学総論	2	2			
フィールドサイエンスセンター体験演習	1	1			
技術者倫理	2	2			
卒業研究	4	4			
農林環境科学概論	2	2	*2		
応用生命化学概論	2	2	*2		
海洋生物学	2	2	*2		
生物学実験	1			1	※2
浮遊生物学	2			2	
魚類学	2			2	
海生哺乳動物学	2			2	
紀伊黒潮流域圏航海実習	1			1	
海洋動物学実験	1			1	
海洋植物学実験	1			1	
海洋生物生理学実習	1			1	
海洋気象数値解析演習	1			1	
海洋科学実習	1			1	
海生哺乳動物学実習	1			1	
応用数学	2			2	
環境系数学	2			2	
農業化学実験	1			1	
プログラミング	2			2	
数値計算法	2			2	
農学科学英語	2			2	
森林科学英語	2			2	
実践データサイエンス	2			2	
農業工学現場実習	1			1	
農学演習Ⅰ	1			1	
森林科学演習	3			3	
農学演習Ⅱ	1			1	
農学演習Ⅲ	1			1	
生物統計学	2			2	
水族発生学	2			2	
海洋生物資源学演習Ⅰ	2			2	
卒論スタートアップ演習	1			1	
海洋科学英語	2			2	
海洋生物資源学演習Ⅱ	2			2	
生命化学概論	1			1	
水産食品衛生学	2			2	
生命機能化学概論	1			1	*5

マリンフードプロセス実習	1		1
海洋生命化学実習	1		1
海洋生命化学概論	1		1
生命化学英語	2		2
海洋生命化学演習Ⅰ	2		2
生命機能化学演習Ⅰ	2		2
生命機能化学演習Ⅱ	2		2
海洋生命化学演習Ⅱ	2		2
入門数学演習	2		2
フードシステムチュートリアル	2		2
Science EnglishⅠ	2		2
Science EnglishⅡ	2		2
生物資源学インターンシップ	1		1
地質学	2		2
持続可能な地域づくり学	2		2
測量学実習	1		1
電子計測学	2		2
電気・電子工学	2		2
農業食料工学実習	1		1
動物機能学	2		2
植物成分化学実験	1		1
実践農業工学	2		2
測量応用実習	1		1
制御工学	2		2
メカトロニクス実践	2		2
農業工学キャリアアップ演習	2		2
フィールド科学技術実習	1		1
大気海洋循環学実習	1		1
実践英語演習	1		1
計		27	72
卒業に必要な単位数		99	

水産学系科目群の履修方法は、次のとおりとする。

- ① ＊1の科目から2科目4単位、＊2の科目から2科目4単位を選択履修し必修区分の科目を27単位修得すること。
- ② ＊3の科目を含み＊4選択区分の科目から18単位を修得すること。
- ③ ＊5選択区分の科目から54単位以上（海洋生物資源学コース生は※2の実験を含むこと。）を修得すること。